

補助制度をご存じですか?

今こそ耐震診断・耐震改修を!

令和7年度民間住宅耐震対策支援事業





耐震性のない住宅 倒壊の恐れ有 耐震化した住宅 倒壊しない

本市で最大**震度7**が想定される南海トラフ地震は、今後30年以内で60%~90%程度以上の確率で発生するとされています。

特に、1981(昭和56)年5月以前に以前に着工された住宅は、そのままでは倒壊する恐れが強いため、耐震対策が必要となります。

そこで、東かがわ市ではお住まいの住宅が地震に対してどれだけ強いか調べる「耐震診断」と、その結果に基づいて住宅に耐震対策を施す「耐震改修工事等」への補助制度を設けております。



熊本地震(2016年・最大震度7)の被害状況写真

耐震改修の補助 を受けるには 事前に耐震診断 が必要です。

令和7年度の補助金交付制度

まずは耐震診断

☆ 90%を補助

※上限10万3千円

限度額まで 全額 補助 I

脚 耐震改修工事等

耐震改修

簡易な 耐震改修

(改修後構造評点0.7 以上1.0未満の工事)

57万5千円

耐震シェル ター・ベッド 等設置

23万円

※補助要件等、制度詳細は裏面をご覧下さい。

☆補助事業の実績から、具体的な費用を考えると…

令和元年~4年度事業では、耐震診断の相場は10万円前後+税、

耐震改修(実績30件)の工事費は、平均約169万円(税込)でした。

そのうち、低コスト工法を採用した工事に限ると、平均は150万円(税込)

皆さんの生命と財産をお守りするために、是非補助制度をご活用ください!

※工事の内容は各住宅の状況によって変わります。詳しくは専門の事業者にご相談ください。

令和7年度民間住宅耐震対策支援事業の詳細について

補助対象者

〇市内において自ら所有し、または所有者の承諾を得た方で、下記対象住宅の耐震対策を行う人

補助対象住宅

- ○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て・長屋建ての住宅
 - (※併用住宅の場合は、店舗などの用に供する部分が1/2未満のもの)
- 〇耐震対策を行った後、主たる住居の場として利用する住宅
- 〇その他要綱有

代理受領制度

まずは、お問い合わせください!

- ○補助金の受領を事業者に委任することによって、 申請者が当初準備する費用を自己負担分のみに抑えることができる制度。
 - (※耐震改修で自己負担額が0円になる場合も利用可能)

必要書類等、その他の要件等について詳しくは、下記担当課まで

【問合先:申込先】

東かがわ市事業部都市整備課 Tel 0879-26-1304 fax 0879-26-1344 ※委託先との契約は、交付決定後にお願いします。

参考:想定される南海トラフの地震について・・・

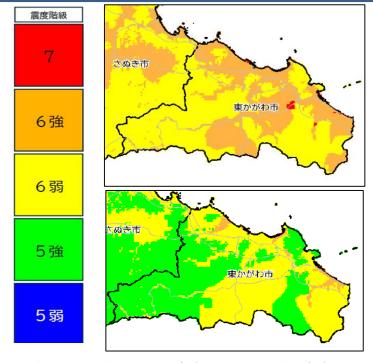


図1. 香川県震度分布図 (南海トラフの最大クラスの地震) 香川県地震・津波被害想定 第一次公表報告書(令和7年7月)より

図2. 香川県震度分布図 (南海トラフの発生頻度の高い地震) 香川県地震・津波被害想定 第一次公表報告書(令和7年7月)より

1946年(昭和21年)の昭和南海地震のような、南海トラフを震源域とする地震(上記図2)は、数十年から百数十年の間隔で繰り返し発生しており、さらに千年に一度、最大震度7に達する最大クラスの地震(上記図1)が発生することも想定されています。

この地震のもたらす揺れだけでなく、火災や津波等の二次的な被害に対しても、一戸一戸の住宅の耐震性を向上させることが、延焼の防止・避難路の確保といった地域の防災化にも繋がります。

地域のため、家族のため、そして自分のために、

今こそ、住まいの耐震化!!